

運営に関する基準

1 勤務体制の確保等

基準

指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供することができるよう、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めておかなければならない。

【基準条例第 89 条 (第 32 条第 1 項の準用)】

(前略)指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。(後略)

【基準省令解釈通知第 3 の四の 3 の(5)②】

事例

- ✓ 勤務表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係、兼務の場合の職種ごとの勤務時間が記載されていなかった。

指導・ポイント

- 勤務表は従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすること。
- また、勤務実態をしっかりと把握し、勤務表と勤務実態を合致させること。